

余市町区会防災活動助成金について

1. 防災活動助成金の概要

いざというとき、迅速かつ的確に行動するためには、防災資機材を整備しておくほか、日頃からの防災訓練や防災に関する勉強会など、地域での防災活動が重要となってきます。余市町では、今年度から新たに地域の防災力向上の一助となるよう、自主防災組織でもある区会の資機材整備や防災活動に対して助成金による支援を行っていきます。

2. 防災活動助成金の目的

自主防災組織の育成及び促進並びに防災力の向上を図るため、区会が自主的に行う防災活動に対して、助成を行うことを目的とする。

3. 対象団体 区会単位の自主防災組織（地震、津波、風水害、土砂災害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、区会内で住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。）

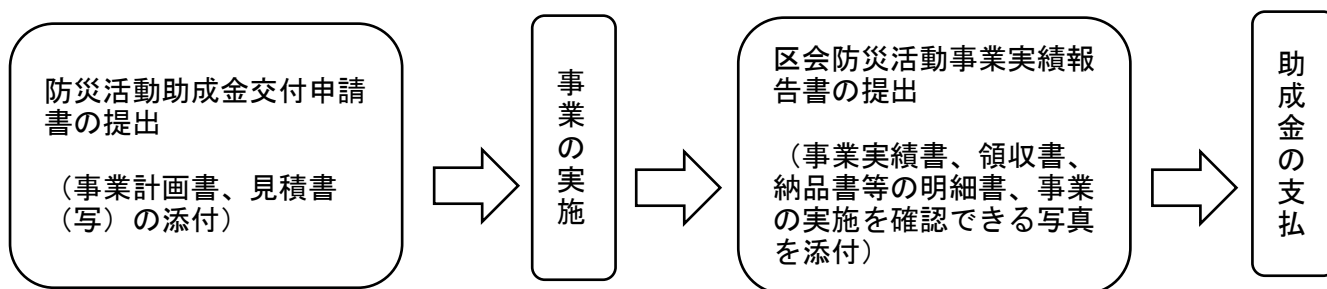
4. 対象事業

- (1) 防災に関する啓発活動
啓発用チラシ・ポスター、防災パンフレットの作成費等
- (2) 防災訓練
訓練の実施に要する消耗品費、燃料費、保険料等
- (3) 防災に関する研修等
防災研修会・講演会に要する講師謝礼金、消耗品費等
- (4) 防災資機材の購入
防災資機材（救助用の資機材（バール、油圧ジャッキ等）、消火用資機材（消火器等）、救急救命用資材）の購入費等
- (5) その他、町長が特に認める事業
区会防災関係事業に要する経費のうち、町長が特に認める経費

5. 助成の制限 予算の範囲内において、各区会、年1回を上限とする。

6. 助成の金額 助成対象事業にかかる経費の2分の1以内の額において、5万円を上限とする。
※1,000円未満の端数を切り捨て

7. 助成金交付の流れ



※ 助成金をご検討の際は、余市町総務部地域協働推進課防災係までご相談ください。

0135-21-2142 (直通)